

尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年10月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯等の市内定住、UIJターンを促進し、かつ、良質な住宅ストックの形成及び活用を図り、空き家の発生を抑制するため、市内の中古住宅の購入又は改修に係る経費の一部を予算の範囲内において行う補助金の交付について、尾道市補助金等交付規則（昭和38年規則第18号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 子育て世帯又は若年夫婦世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 次のいずれかに掲げる者及びその者に扶養され、同居している中学生以下の子（胎児を含む。）が属する世帯をいう。
 - ア 夫婦
 - イ 配偶者が死亡した者、離婚した者又は婚姻によらないで父若しくは母となった者であって、現に婚姻をしていないもの
- (3) 若年夫婦世帯 申請日において、夫婦又は第8条の規定による実績の報告までに婚姻する予定である者のいずれかであって、夫婦又は婚姻する予定である者の双方の年齢の合計が満80歳以下である者が属する世帯をいう。
- (4) 親世帯 子育て世帯等に属する者の親が居住する当該子育て世帯等とは別の世帯をいう。
- (5) 移住希望世帯 申請日において本市に転入した日から3年以内又は転入見込みであって、かつ、定住を希望する子育て世帯等をいう。

ただし、本市に居住している者と婚姻した者又は第8条の規定による実績の報告までに婚姻する予定である者（以下「婚姻による転入者」という。）が本市に定住するため転入するときは、申請日において、本市に転入した日から3年以内又は転入見込みであるときに限り移住希望世帯とする。

(6) 中古住宅 本市内において専ら人の居住の用に供する家屋（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の面積割合が全体の延べ床面積の2分の1以上の家屋に限る。）で、自ら居住するために所有（相続又は贈与による取得予定を含む。）し、利用上の独立性を有するもののうち、過去に居住の用に供されたことのある一戸建てのものをいう。ただし、居住の用に供する部分の延べ床面積が75平方メートル未満の家屋を除く。

(7) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上本市に生活の本拠を有することをいう。

(8) 近居 親世帯が属する小学校区内又は親世帯の家屋から直線距離で2キロメートル以内に在る中古住宅に居住することをいう。

(9) 購入対象住宅 本市に住所を有する子育て世帯等及び移住希望世帯が購入する中古住宅であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。ただし、申請者及び申請者と同居する世帯全員の3親等内の親族から購入する住宅を除く。

ア 申請日から3か月以上前の日から引き続き居住されていないものであること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した住宅であること。ただし、昭和56年5月31日以前に着工された住宅である場合は、同年6月1日以後の同法に定める耐震基準（以下「新耐震基準」という。）相当の耐震性を有しているか耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事を行うものであること。

ウ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が所有者となっていない住宅であること。

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に所在していないこと。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3に規定する構造方法で改修

工事を行っている場合を除く。

(10) 改修対象住宅 本市に住所を有する子育て世帯等及び移住希望世帯が、購入又は相続若しくは贈与により取得し改修する中古住宅であって、前号アからエまでの要件及び次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア あらかじめ中古住宅を購入し、改修する場合は、申請日前6か月以内に購入した中古住宅であること。

イ 申請日において、購入等により中古住宅を取得し、建物に係る所有権移転登記が完了しているときは、相続及び贈与による取得後、申請日まで改修対象住宅に居住していないこと。

(11) 改修工事 住宅機能の維持若しくは向上又は住宅内の居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え等の工事で建築基準法その他の法令に違反しないものをいう。

(12) 取得日 購入対象住宅又は改修対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）の購入等に伴う所有権移転登記が完了する日をいう。

(13) 世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に定住するための補助対象住宅の購入又は改修をする本市に住所を有する子育て世帯等及び移住希望世帯であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

(1) 自治会に加入すること。

(2) 本市に住所を有する子育て世帯等及び移住希望世帯のうち本市に居住している者については、世帯全員が本市の市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。

(3) 移住希望世帯については、世帯の全員が本市の住民基本台帳に記録された日以前の3年前の日以降に本市に居住の実態がないこと及び申請時に住民登録している市区町村の市税等を滞納していないこと。ただし、婚姻による転入者の属する移住希望世帯については、婚姻による転入者についてのみとする。

(4) 世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び広島

県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者でないこと。

(5) その他市長が交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

（補助金の内容）

第4条 補助金の額は、補助対象住宅の購入又は改修に係る金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。補助対象住宅が共有の場合は、共有者（子育て世帯等に属する者に限る。）に係る持分に応じた額をいう。）の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てたものとする。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 本市に住所を有する子育て世帯等 30万円

(2) 移住希望世帯 50万円

2 親世帯と同居又は近居する場合は、補助金の額の上限は、前項各号に定める額に10万円を加算した額とする。

（補助対象となる改修工事）

第4条の2 補助金の交付の対象となる改修工事（以下「補助対象改修工事」という。）は、改修対象住宅について、市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業者が施工する、次に掲げるものとする。ただし、周辺環境を害すると認められる改修工事は、補助対象改修工事としない。

(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修

(2) 内装、屋根、外壁等の改修

2 前項の場合において、改修対象住宅が併用住宅であるときは、居住の用に供する部分に係る改修工事に限る。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付の申請は、補助対象住宅の購入日又は補助対象改修工事の着手日の前日までに行わなければならない。ただし、本市への転入の日前において、あらかじめ補助対象住宅を購入する移住希望世帯については、当該購入日の属する本市の会計年度内に限り、当該購入日以後においても、購入対象住宅に係る当該申請を行うことができるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる

書類を添えて、所定の期限までに市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、婚姻による転入者の属する移住希望世帯が、この要綱の施行の日以後に補助対象住宅の購入又は改修をする場合においては、婚姻による転入者についてのみ提出すれば足りるものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
 - (2) 移住希望世帯については、その属する世帯の全員が、転入日以前の3年間において本市に居住していないことを証明する書類（申請日前3か月以内に発行された住民票の写し等）及び住民登録している市区町村の市税等を滞納していない旨の証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - (3) 補助対象住宅の購入又は改修に係る予定額の金額が確認できる書類等
 - (4) 補助対象住宅の位置図（付近見取図）、平面図等
 - (5) 改修対象住宅については、改修箇所の写真
 - (6) 改修対象住宅を取得した場合は、改修対象住宅の建物に係る登記事項証明書の写し
 - (7) 改修対象住宅を相続により取得予定の場合は、所有者及び所有者との相続関係が分かる書類
 - (8) 改修対象住宅を贈与により取得予定の場合は、所有者及び所有者からの贈与であることが分かる書類及び改修に関する所有者の承諾書
 - (9) 新耐震基準相当の耐震性を有していることを証する書面（耐震改修工事又は耐震シェルター工事を行う場合は、第9条の規定による実績報告の際に提出すること。）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。
- (1) 婚姻予定の場合 婚姻する予定であることを証明する書類
 - (2) 出産予定の場合 母子健康手帳の写し等
 - (3) 親世帯に属する者の全て又はいずれかと同居し、又は近居する予定の場合 親世帯のうち同居又は近居となる予定の者全員の住民票（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）及び親子関係が分かる戸籍の全部事項証明書
 - (4) 親世帯と近居する場合 補助対象住宅の所在地が親世帯の居住す

る家屋から直線距離で2キロメートル以内に在ること又は親世帯が属する小学校区内であることが分かる図面

(5) 併用住宅の場合 居住部分の面積割合が全体の延べ床面積の2分の1以上であることが明らかになる平面図及び面積計算書

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

5 第2項の規定により補助金の交付の申請を行った補助対象者が当該申請を取り下げようとするときは、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付申請取下書（別記様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は補助金の交付条件に違反したとき。

(2) 偽り又は不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が、補助事業の完了した日から5年未満の間に、補助対象住宅の貸与、売却若しくは取壊し又は転居若しくは転出等の理由により補助対象住宅へ居住しなくなったとき。

(3) 補助金の交付を受けた者が、補助事業の完了した日から5年未満の間に、市税等の滞納があったとき。

（実績の報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日（同日が補助金交付決定の翌年度に属することとなるときは、当該補助金交付決定年度の最終日）までに、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の建物に係る登記事項証明書（所有権移転登記後のもの）。ただし、第5条第2項第6号により交付申請の際に提出した場合を除く。
- (2) 補助対象住宅の購入又は改修に係る費用を証する書類（改修対象住宅は、改修工事に要した経費の内訳が確認できる書類）
- (3) 改修対象住宅は、改修工事の状況を確認できる写真
- (4) 新耐震基準相当の耐震性を有していることが分かる書類（耐震改修工事をしたとき。）又は耐震シェルター設置工事を行ったことがわかる書類
- (5) 自治会に加入したことが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 改修対象住宅を改修した場合で、前項第1号に掲げる書類を実績報告までに用意することが困難であると市長が認めたときは、次条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた日から1か月以内に、当該書類を提出するものとする。

（補助金の額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により、速やかに補助金交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、当該請求者に対し、補助金を交付するものとする。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要があると認

めたときは、補助金の交付を受けた者に対して報告を求め、又は当該者の承諾を得て職員を当該補助対象住宅に立ち入らせた上、関係書類を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の尾道市子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。